

平成30年8月（第10回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成30年8月27日（月） 午後2時00分～午後2時30分

2 場 所

光市教育委員会 2階会議室

3 出席委員

能美教育長、河村委員、寺崎委員、中西委員、平岡委員

4 事務局

教育委員会事務局：中村教育部長、和田学校教育課長、河本学校教育課主幹、原田文化・社会教育課長兼人権教育課長、穂山図書館長、清水学校給食センター所長、太田教育総務課長、影土井教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 学校における暑さ対策について
- (2) 全国学力学習状況調査の結果について
- (3) 教育フォーラムの開催について
- (4) イングリッシュキャンプの開催について
- (5) 小・中学校の文化・スポーツ活動の結果について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第20号 平成31年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

(ア) 概 要

平成31年度に特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する教科用図書について、学校教育法附則第9条の規定に基づき、同法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を採択するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

申請があった図書を教科用図書として児童生徒に支給する場合、通常の学級で使用する教科用図書は無償給付の対象にならないのか。

② 回 答

そのとおりである。無償給付は児童生徒1人、各教科・種目ごとに1冊となっており、複数の教科用図書を対象にすることはできない。

① 意 見

申請があった教科用図書は、国語であれば、お話しに関する絵本、また、算数・数学であれば、数字や図形等の絵本と考えればよいか。

② 回 答

基本的には教科用図書に近いものが選ばれているが、子どもの状況に即したものが十分に検討され、絵本や図鑑等の申請もある。

① 意 見

通常の学級で使用する教科用図書が使用されることもあるのか。

② 回 答

例えば、6年生の児童が通常の学級の4年生で使用する教科用図書を使用する場合がある。この場合は申請の必要はなく、使用できる。このたびは、あくまでもすでに採択された検定教科用図書以外の図書を教科用図書として使用する場合に申請されるものである。

① 意 見

申請される図書数は毎年違うと思うが、これまでの申請件数はどの程度か。

② 回 答

平成29年度が8校27冊、平成28年度が同じく8校17冊であった。本年度は7校47冊で例年より多く、児童生徒の状況に即して申請されている。

(工) 議 決

全員一致で承認される。